

JET技術情報(2007/8/29)

－技術基準改正（文書細断機）に関する情報－

（財）電気安全環境研究所

本資料は、電気用品の技術上の基準の省令第2項（J60950:情報技術機器の安全性）の改正について説明するための資料です。

内容については正確を期しておりますが、正式には「電気用品の技術上の基準を定める省令第2項の規定に基づく基準の一部改正について：平成19・08・03商第1号」をご参照下さい。

(http://www.meti.go.jp/policy/consumer/seian/denan/hourei/gijutsukijun/070817_revise/2kou/index.pdf)

なお、改正された基準の適用開始日は、平成19年9月18日ですが、既にJ60950(H16)で製造・輸入を行っている文書細断機（シュレッダー）以外の製品については、3年間の猶予期間が認められております。

※平成19年8月28日付けで、アンダーライン部分に変更となりました。

附属書 JA (附属書Xの後に追加)

(規定)

シュレッダー

シュレッダー(3相 200V以上の電源に直接接続して使用される据置き形のものを除く。)は、この附属書による追加要求事項にも適合しなければならない。

JA.1 表示及び取り扱い説明書

文書投入口の近傍の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、容易に消えない方法で、かつ、理解しやすいような用語により、JIS S 0101(2000)「消費者用警告図記号」の「6.2.1 一般注意」に定める図記号及び次に掲げる使用上の注意事項を表示すること。

- 子供が使用することにより傷害等の危害が発生するおそれがある旨
- 文書投入口に手を触れることにより細断機構に引き込まれるおそれがある旨
- 文書投入口に衣類が触れることにより細断機構に引き込まれるおそれがある旨
- 文書投入口に髪の毛が触れることにより細断機構に引き込まれるおそれがある旨
- 整流子電動機を内蔵した製品にあっては、可燃性ガスを噴射することにより引火又は爆発するおそれがある旨

JA.2 不慮の再発性

テストフィンガ(図 JA.1 参照)によって操作できる安全インターロックは、危険を再び発生する恐れがあるものと見なす。

適否は、目視検査、及び必要な場合には、テストフィンガ(図 JA.1 参照)による試験を行い判定する。

JA.3 分離用スイッチ

3.4.2に適合する分離用スイッチを、危険な可動部の電源を遮断する装置として設けなければならない。このスイッチには、2位置(単用)スイッチ又は複数位置(多機能)スイッチ(例えば、スライドスイッチ)を使用することができる。

2位置スイッチには、1.7.8に従ってON(入)及びOFF(切)位置を表示しなければならない。複数位置スイッチには、1.7.8に従ってのOFF(切)位置を表示し、他の位置は適切な用語又は記号を表示しなければならない。

適否は、目視検査により判定する。

JA.4 操作者アクセスエリアにおける保護

危険な可動部へのアクセスを防止する構造の代替として警告文を使用してはならない。

次の追加要求事項に適合しなければならない。

機械的エンクロージャのあらゆる開口部に対して、テストフィンガ(図 JA.1 参照)を特別な力を加えずに押し込む。テストフィンガは、危険な可動部に接触してはならない。この試験は、シュレッダーを意図されたとおりに据え付け、機械的エンクロージャのすべての面に適用する。テストフィンガを当てる前に、工具を使用せずに取り外せる部分を取り外さなければならない。

文書投入口に対して、くさび形プローブ(図 JA.2 参照)を押し込む。開口部のあらゆる方向に、ストレートカット方式のものにあっては45N、クロスカット方式のものにあっては90Nの力をプローブに加える。この場合、プローブの質量が影響しないようにすること。プローブを当てる前に、工具を使用せずに取り外せる部分を取り外さなければならない。プローブは、細断ローラ又は細断機構を含む危険な可動部に触れてはならない。

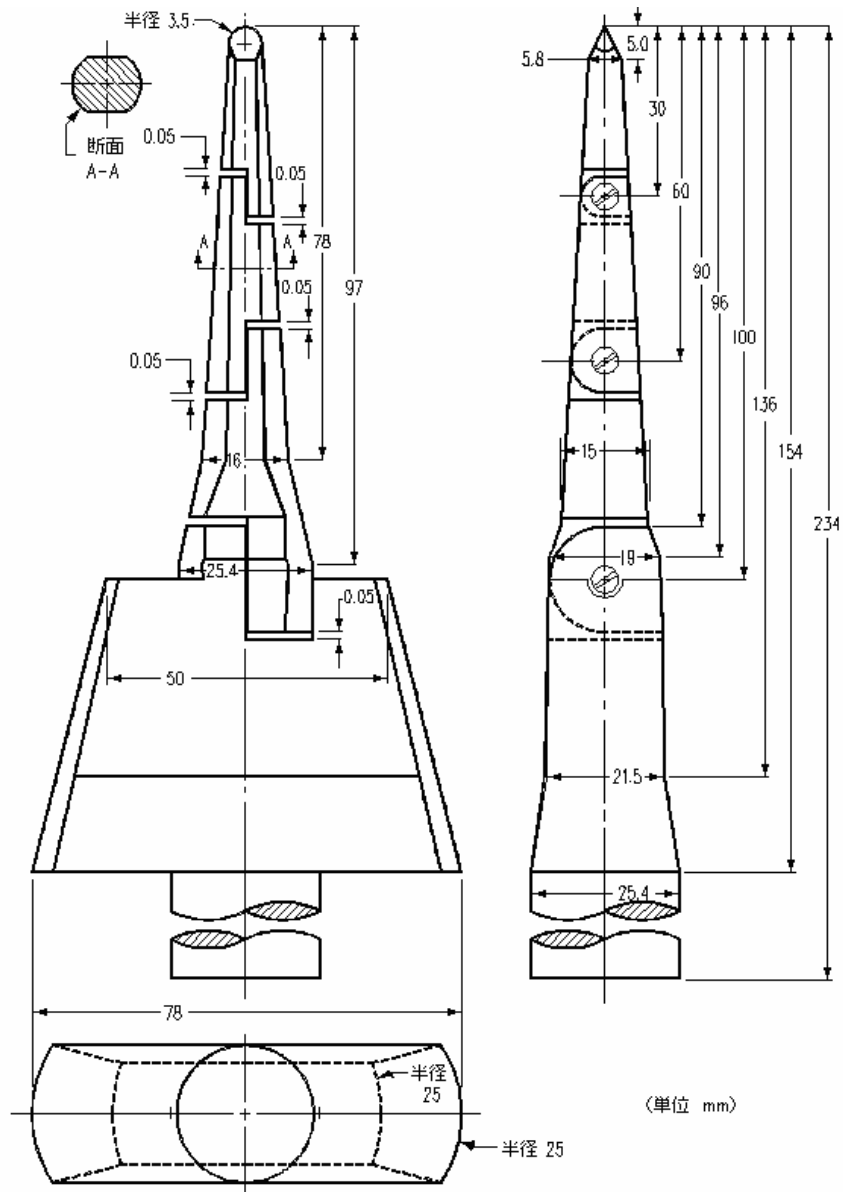
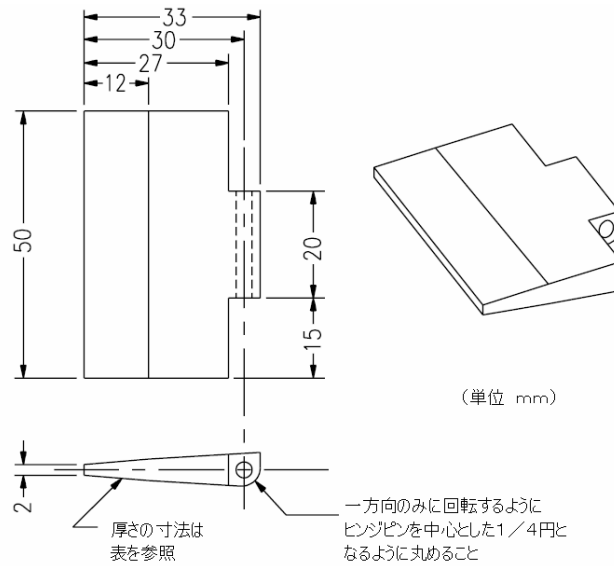
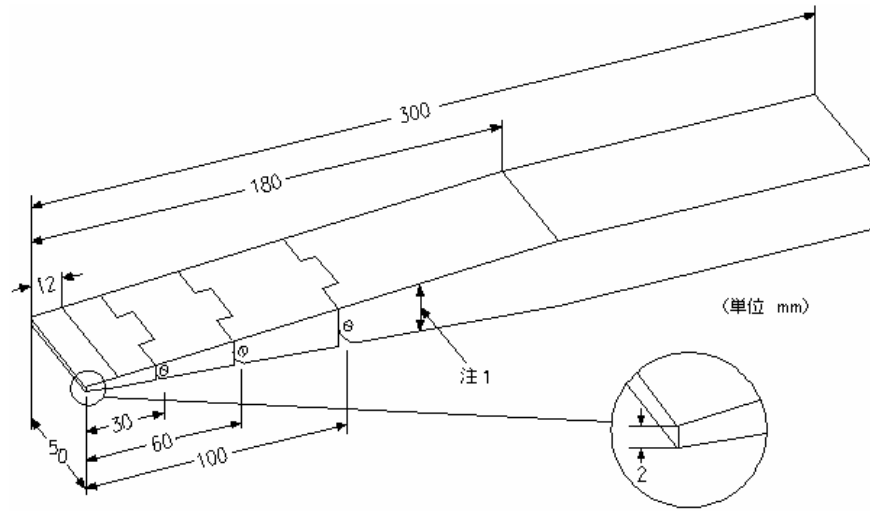


図 JA.1 テストフィンガ



(尖端部詳細)

プローブ先端からの距離 (mm)	プローブの厚さ (mm)
0	2
12	4
180	24

注1 - プローブの厚さは、直線的に変化するものとする。ただし、表中の点で傾斜を変化させること。

注2 - プローブの寸法の許容差は±0.127mmとする。

図 JA.2 くさび形プローブ